

2013年6月20日 全19頁

# バーゼル委、大口エクスポージャー厳格化へ

## 【市中協議文書】G-SIBs間の上限をCET1又はTier1の10~15%に

金融調査部 研究員  
鈴木利光

### [要約]

- 2013年3月26日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、市中協議文書「大口エクスポージャーの計測と管理のための監督上の枠組」（市中協議文書）を公表している（コメント提出期限は2013年6月28日）。
- 市中協議文書公表の背景には、昨今の金融危機の教訓がある。
- 教訓の一つは、銀行が常に一貫した方法で一つのカウンターパーティに対するエクスポージャーを計測、合算そして管理していたわけではなかった、ということである。BCBSは、この教訓から、市中協議文書を通じて、一つのカウンターパーティに対するエクスポージャーの計測、合算、管理の方法について、更なる一貫性を確保することを企図している。
- もう一つの教訓は、一つのシステム上重要な金融機関（SIFIs）における重大な損失が、他のSIFIsのソルベンシーに対する懸念をもたらすということである。BCBSは、この教訓から、グローバルにシステム上重要な銀行（G-SIBs）間のエクスポージャーについては、その大口エクスポージャーの上限を「普通株式等Tier1（CET1）又はTier1の10%から15%の間」に引き下げることがを提案している。
- また、市中協議文書公表の背景には、金融安定理事会（FSB）によるリクエストという側面もある。FSBは、2011年10月に“Shadow Banking: Strengthening Oversight and Regulation”という報告書を公表している。この報告書を受けて、BCBSは、集団投資スキーム（CIU）、証券化のためのストラクチャーに対するエクスポージャーを大口エクスポージャー規制の対象に含めることを提案している。
- BCBSは、市中協議文書におけるすべての提案を、2019年1月1日から完全適用することを提案している（段階適用なし）。
- 市中協議文書が最終文書になった段階で、我が国の大口信用供与等規制においても、その提案を踏まえた改正がなされるものとみていだろう。

## [目次]

■ <u>1. はじめに</u> .....	2
■ <u>2. 銀行の大口エクスポージャーに係る現行ガイダンスの骨子</u> .....	2
■ <u>3. 市中協議文書のアウトライン</u> .....	3
■ <u>4. 大口エクスポージャーの健全性枠組み</u> .....	5
■ <u>5. 大口エクスポージャーの算出方法</u> .....	8
■ <u>6. 特定のタイプのエクスポージャーの取扱い</u> .....	15
■ <u>7. G-SIBsに対する大口エクスポージャー規制</u> .....	18
■ <u>8. 適用時期</u> .....	19
■ <u>9. おわりに</u> .....	19

## 1. はじめに

2013年3月26日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、市中協議文書「大口エクスポージャーの計測と管理のための監督上の枠組」（以下、「市中協議文書」）を公表している（コメント提出期限は2013年6月28日）<sup>1</sup>。

BCBSは、銀行の大口エクスポージャーに対して制限を課すべき必要性をかねてから認識しており、1991年1月にはガイダンス「大口エクスポージャーの計測と管理」（以下、「1991年ガイダンス」）を公表している。

また、BCBSが1997年に公表した「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」（2006年10月・2012年9月に改訂）の原則19「リスクの集中及び大口エクスポージャー規制」（以下、「コア・プリンシプル19」）は、1991年ガイダンスを踏まえた内容となっている。

市中協議文書は、「銀行及び監督当局による、一人の受信者に対するエクスポージャーの計測、合算、管理の方法について、更なる一貫性を確保することを目的とするものである」（金融庁によるプレス・リリース仮訳）。

市中協議文書が最終文書になった段階で、1991年ガイダンスに代わるものとなる。

本稿では、1991年ガイダンス及びコア・プリンシプル19の骨子を踏まえた上で、市中協議文書の概要を簡潔に紹介する。

## 2. 銀行の大口エクスポージャーに係る現行ガイダンスの骨子

大口エクスポージャー規制の目的は、銀行が、一つのカウンターパーティ（又はそのグループ）における予期せぬデフォルトから生ずる損失をゴーイング・コンサーン・ベースで吸収することを可能とすることにある。

<sup>1</sup> BCBSウェブサイト参照 (<http://www.bis.org/press/p130326.htm>)

1991年ガイドダンス及びコア・プリンシプル19の骨子は、次のとおりである。

【1991年ガイドダンス及びコア・プリンシプル19の骨子】

- 対象となる「エクスポージャー」には、オン・バランス及びオフ・バランスのすべての債権及び取引が含まれる
- 銀行の自己資本の10%以上のエクスポージャーを「大口エクスポージャー」と定義し、これを当局に対する報告義務のスレッシュホールド（閾値）とする（※1）
- 銀行の自己資本の25%を、個別の大口エクスポージャー（※2）の上限とする
- 大口エクスポージャー規制は、単体ベース・連結ベースの両方において適用される（※3）

（※1）当局に対する報告義務の提言は、1991年ガイドダンスのみにおいて明示的に行われている。

（※2）民間セクターにおける銀行以外のカウンターパーティ（あるいは関連のあるカウンターパーティ・グループ）に対するエクスポージャーに限られる。したがって、他の銀行に対するエクスポージャー（インターバンク・エクスポージャー）及びソブリン・エクスポージャーはこれに含まれない。

（※3）単体ベースでの大口エクスポージャー規制の適用の提言は、コア・プリンシプル19のみにおいて明示的に行われている。

（出所）1991年ガイドダンス及びコア・プリンシプル19より作成

1991年ガイドダンス及びコア・プリンシプル19は、銀行の一つのカウンターパーティに対するエクスポージャーをどのように計測、合算すべきか、そして受信側グループの形成要因については、何らの提言もしていない。

そのため、大口エクスポージャー規制の内容は、管轄ごとに多岐にわたるものとなっている<sup>2</sup>。

### 3. 市中協議文書のアウトライン

#### (1) 公表の背景

市中協議文書公表の背景には、昨今の金融危機の教訓がある。

教訓の一つは、銀行が常に一貫した方法で一つのカウンターパーティに対するエクスポージャーを計測、合算そして管理していたわけではなかった、ということである。BCBSは、この教訓から、市中協議文書を通じて、一つのカウンターパーティに対するエクスポージャーの計測、合算、管理の方法について、更なる一貫性を確保することを企図している。

もう一つの教訓は、一つのシステム上重要な金融機関（SIFIs）における重大な損失が、他のSIFIsのソルベンシーに対する懸念をもたらすということである。BCBSは、この教訓から、

<sup>2</sup> 我が国では、2013年6月12日に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」にて、銀行法に定められている大口信用供与等規制に、主に1991年ガイドダンス及びコア・プリンシプル19を踏まえた改正がなされている。この改正の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「銀行等の大口信用供与等規制の見直し（案）」（鈴木利光）[2013年5月31日]  
[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130531\\_007252.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130531_007252.html)

グローバルにシステム上重要な銀行（G-SIBs）<sup>3</sup>間のエクスポージャーについては、その大口エクスポージャーの上限を「普通株式等Tier1（CET1）又はTier1の10%から15%」<sup>4</sup>に引き下げることが提案されている。

また、市中協議文書公表の背景には、金融安定理事会（FSB）によるリクエストという側面もある。FSBは、2011年10月に“Shadow Banking: Strengthening Oversight and Regulation”という報告書を公表している<sup>5</sup>。この報告書にて、FSBは、銀行のシャドーバンク（事業体）に対するエクスポージャーへの制限を規模及び性質の両面から強化することを提案した<sup>6</sup>。その上で、FSBは、BCBSに対し、この点を含めた銀行の大口エクスポージャー枠組みの見直しを求めていた。これを受けて、BCBSは、集団投資スキーム（CIU）、証券化のためのストラクチャーに対するエクスポージャーを大口エクスポージャー規制の対象に含めることを提案している。

## (2) 検討項目リスト一覧

市中協議文書の検討項目リスト一覧は、次のとおりである。

### 【市中協議文書の検討項目リスト一覧】

- ▶ 大口エクスポージャーの健全性枠組み
  - 適用範囲
  - 大口エクスポージャー規制の性質
  - 「大口エクスポージャー」の定義
  - 受信側グループの合算範囲
  - 大口エクスポージャーの上限
- ▶ 大口エクスポージャーの算出方法
  - 自己資本の計測 — 「適格資本」の定義
  - エクスポージャーの計測 — 「エクスポージャー」の定義
  - 信用リスク削減手法の認識要件
  - トレーディング勘定のエクスポージャー額の算出方法

<sup>3</sup> G-SIBsの特定等に関するBCBSフレームワークの概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「システム上重要な銀行に対する上乗せ資本規制の概要」（金本悠希）[2011年11月9日]

<sup>4</sup> CET1及びTier1の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼルⅢ告示① 普通株式等Tier1比率（連結）＜訂正版＞」（鈴木利光/金本悠希）[2013年1月25日]  
[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130125\\_006730.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130125_006730.html)

◆ 「バーゼルⅢ告示② Tier1比率（連結）＜訂正版＞」（鈴木利光/金本悠希）[2013年1月25日]  
[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130125\\_006731.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130125_006731.html)

<sup>5</sup> FSBウェブサイト参照 ([http://www.financialstabilityboard.org/publications/r\\_111027a.htm](http://www.financialstabilityboard.org/publications/r_111027a.htm))

<sup>6</sup> 以下の大和総研レポートも参照されたい。

◆ 「FSBのシャドーバンキング規制強化に関する報告書」（金本悠希）[2011年12月21日]

- トレーディング勘定におけるロング・ポジションとショート・ポジションの相殺
- 特定のタイプのエクスポージャーの取扱い
  - ソブリン・エクスポージャー及びソブリン関連事業体
  - インターバンク・エクスポージャー
  - 集団投資スキーム（CIU）、証券化商品その他のビークル
  - 中央清算機関（CCP）向けエクスポージャー
- G-SIBs に対する大口エクスポージャー規制
- 適用時期

（出所）市中協議文書より作成

グループ内エクスポージャーは、提案されている大口エクスポージャー規制の対象に含まれていない。

以下、各検討項目の概要を 4. から 8. にて紹介する。

## 4. 大口エクスポージャーの健全性枠組み

### (1) 適用範囲

自己資本比率規制のガイダンスであるバーゼル規制は、国際的に活動する銀行をその適用対象として想定している。

そこで、BCBS メンバー国は、バーゼル規制と同様に、国際的に活動する銀行を大口エクスポージャー規制の適用対象とすることが期待されている。もちろん、これもバーゼル規制のケースと同様に、BCBS メンバー国は、大口エクスポージャー規制の適用対象をより広範に設定することが可能である。

また、バーゼル規制と同様に、銀行グループに対する大口エクスポージャー規制は、単体・連結の両方に対して適用される。このアプローチは、現行のガイドラインであるコア・プリンシプル 19 でも確認されている（p. 3 参照）。

### (2) 大口エクスポージャー規制の性質

大口エクスポージャー規制の性質としては、二つのアプローチが考えられる。それは、「ハード・リミット」と「ソフト・リミット」である。

「ハード・リミット」では、大口エクスポージャーの上限を超過した場合、銀行は直ちに監督当局に通知し、違反状態を是正しなければならない。

「ソフト・リミット」では、監督当局の承認を要する場合が一般的であるとはいえ、一定のケースにおいては違反状態が容認される<sup>7</sup>。

BCBSは、「ハード・リミット」の採用を提案している<sup>8</sup>。

### (3) 「大口エクスポージャー」の定義

前述 (p. 3) のとおり、現行のガイドラインである 1991 年ガイダンス及びコア・プリンシプル 19 は、銀行の「自己資本の 10%以上」のエクスポージャーを「大口エクスポージャー」と定義している。そして、1991 年ガイダンスにおいては、これを当局に対する報告義務のスレッシュホルド（閾値）としている。

これに対し、BCBSは、「大口エクスポージャー」<sup>9</sup>の定義を、銀行の「CET1 又はTier1 の 5%以上」に引き下げることがを提案している。

また、BCBSは、銀行に対し、すべての「大口エクスポージャー」<sup>10</sup>を当局に報告する義務を課すこと（銀行の「CET1 又はTier1 の 5%」を当局に対する報告義務のスレッシュホルド（閾値）とすること）を提案している<sup>11</sup>。もっとも、「大口エクスポージャー」の数が 20 に満たない場合は、（自己資本に対する割合を問わない）上位 20 個のエクスポージャー<sup>12</sup>を当局に報告することを提案している。

### (4) 受信側グループの合算範囲

BCBS は、受信者であるカウンターパーティと他の事業体等との間に次のいずれかの関係性が認められる場合、受信側グループの合算規制を課すことを提案している。

#### 【受信側グループの合算規制を課すための要件】

- (a) 支配関係：ある事業体等が他の事業体等を（直接的又は間接的に）支配している関係
- (b) 経済的相互依存関係：ある事業体等が（特に資金調達や返済において）経済的困難に陥った場合、その結果として、他の事業体等もまた資金調達や返済が困難となる関係

（出所）市中協議文書より作成

<sup>7</sup> 我が国の大口信用供与等規制は、「ソフト・リミット」を採用しているといえる。

<sup>8</sup> もっとも、BCBS は、違反があった場合に取られるべき措置については、メンバー国の裁量に委ねている。

<sup>9</sup> BCBS は、クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）のようなプロテクションの売り手に対するエクスポージャーもまた、「大口エクスポージャー」を構成するエクスポージャーに含まれるとしている。

<sup>10</sup> 大口エクスポージャーの上限規制（p. 8・18 参照）の対象から除外されるエクスポージャー（ソブリン・エクスポージャー等）もまた、それが「大口エクスポージャー」に該当する場合（銀行の自己資本の 5%以上にのぼる場合）、当局に対する報告義務の対象に含まれる（脚注 19（p. 15）参照）。

<sup>11</sup> BCBS は、「大口エクスポージャー」の報告は信用リスク削減手法の適用前と適用後の両方においてなされることが望ましいという見解を示している。

<sup>12</sup> 「上位 20 個のエクスポージャー」には、大口エクスポージャーの上限規制（p. 8・18 参照）の対象から除外されるエクスポージャー（ソブリン・エクスポージャー等）は含まれない。

以下、(a) と (b) を認定するための要件をそれぞれ紹介する。

### ① (a) 支配関係

受信者であるカウンターパーティが他の事業体等の議決権の 50%超を保有している場合、両者の間に支配関係が認められる。

こうした形式的要件に加えて、BCBS は、次のような実質的要件をガイドラインとして提案している。

#### 【支配関係を認定するための要件】

- 受信者であるカウンターパーティと他の事業体等の株主との間で、議決権拘束契約が締結されていること
- 受信者であるカウンターパーティが、他の事業体等の経営陣等の任命・罷免に重大な影響力を有していること
- 受信者であるカウンターパーティが、他の事業体等のシニア管理職の意思決定に重大な影響力を有していること
- その他、国際会計基準等にて規定されている要件を満たしていること

(出所) 市中協議文書より作成

### ② (b) 経済的相互依存関係

BCBS は、受信者と他の事業体等との間に経済的相互依存関係が認められるか否かを判断するにあたっては、少なくとも次の質的な要件をガイダンスとして参照しなければならないとしている。

#### 【経済的相互依存関係を認定するための要件】

- 受信者であるカウンターパーティの総収入又は総支出（年間）の大部分が、他の事業体等との取引によって生じていること（※1）
- 受信者であるカウンターパーティが他の事業体等のエクスポージャーの全額又は一部を保証しており、かつ、そのエクスポージャーの金額が重大なものであるがゆえに実際に請求された場合はデフォルトを免れないこと
- 受信者であるカウンターパーティのプロダクト（アウトプット）の大部分が一つの顧客向けであり、当該顧客の代替可能性が低いこと
- 受信者であるカウンターパーティと他の事業体等において、各々のローンの返済原資が同一であり、かつ、いずれにおいても代替のリソースがないこと
- 受信者であるカウンターパーティの財政問題が、他の事業体等における負債の返済に困難を

もたらす可能性が高いこと

- 受信者であるカウンターパーティの資金難が、他の事業体等の資金難をもたらす可能性が高いこと（※2）
- 受信者であるカウンターパーティのデフォルトが、他の事業体等のデフォルトに起因する可能性が高いこと
- 受信者であるカウンターパーティと他の事業体等において、資金源の大部分が同一であり、かつ、当該資金源がデフォルトした場合に代替となる資金源を見つけることが不可能であること

（※1）BCBS は、この要件が満たされるケースのサンプルとして、商業用不動産又は居住用不動産のオーナーと、当該不動産の賃料の大部分を支払っているテナントの関係を挙げている。

（※2）BCBS は、こうした現象の原因として、主要な資金源の重複（場合によっては与信者である銀行）を挙げている（“due to a one way or two-way dependence on the same main funding source, which may be the bank itself”）。

（出所）市中協議文書より作成

## （5）大口エクスポージャーの上限

前述（p. 3）のとおり、現行のガイドラインである 1991 年ガイダンス及びコア・プリンシプル 19 は、銀行の「自己資本の 25%」を大口エクスポージャーの上限としている。

これに対し、BCBS は、大口エクスポージャーの上限を、銀行の「CET1 又は Tier1 の 25%」に引き下げることを提案している。

## 5. 大口エクスポージャーの算出方法

### （1）自己資本の計測 — 「適格資本」の定義

前述（p. 2）のとおり、大口エクスポージャー規制の目的は、銀行が、一つのカウンターパーティ（又はそのグループ）における予期せぬデフォルトから生ずる損失をゴーイング・コンサーン・ベースで吸収することを可能とすることにある。

とすれば、大口エクスポージャーの上限を算出するにあたっての資本ベースは、予期せぬ損失をゴーイング・コンサーン・ベースで吸収できるものに限定することが自然である。

そこで、BCBS は、資本ベースを、自己資本全体ではなく、バーゼルⅢにおける CET1 又は Tier1 に限定することを提案している。

### （2）エクスポージャーの計測 — 「エクスポージャー」の定義

#### ① 一般原則

一般原則として、大口エクスポージャー規制の対象となる「エクスポージャー」は、バーゼ

ル規制のもとでリスクに応じた資本賦課が求められるすべてのエクスポージャーを包含する。

BCBS は、計測の一貫性を確保するという観点から、大口エクスポージャー規制の対象となる「エクスポージャー」の計測に際して内部モデルを用いるべきではないという見解を示している。

なお、規制資本の調整項目（控除項目）に該当する部分については、大口エクスポージャー規制の対象となる「エクスポージャー」に算入されない<sup>13</sup>。

## ② 「エクスポージャー額」

大口エクスポージャー規制の対象となる「エクスポージャー」は、次のように分類・計測される。

### 【「エクスポージャー」の分類・計測】

(a) 銀行勘定におけるオン・バランスの非デリバティブ資産：

エクスポージャー額の計測は会計基準に従う

(b) 銀行勘定における伝統的なオフ・バランス取引：

エクスポージャー額は、名目額にオフ・バランス掛目（CCF）を乗じて計測

(c) トレーディング勘定（オプションを除く）のポジション：

エクスポージャー額は、時価評価によって計測（バーゼル規制と同様のアプローチ）

(d) トレーディング勘定におけるオプション：

エクスポージャー額は、“jump-to-default”を前提とした時価評価によって計測

(e) 銀行勘定とトレーディング勘定の両方におけるデリバティブ、証券金融取引（SFT）（※）、長期決済期間取引から生じるカウンターパーティ・リスク：

エクスポージャー額は、バーゼル規制におけるカレント・エクスポージャー方式、標準方式又は期待エクスポージャー方式のいずれかによって計測

（※）証券金融取引（SFT）とは、レポ取引、リバース・レポ取引、証券貸借取引、マージン・レンディング取引のような取引をいう。

（出所）市中協議文書より作成

## ③ (a) 銀行勘定におけるオン・バランスの非デリバティブ資産

BCBS は、大口エクスポージャー規制の対象となる「エクスポージャー」の計測にあたって、個別貸倒引当金をネットリングすることを提案している。

もっとも、こうした運用がバーゼル規制の信用リスクにおける内部格付手法採用行にとって負担となる場合は、（より保守的な運用といえる）グロスのエクスポージャー額を用いること

<sup>13</sup> リスク・ウェイト 1250%のエクスポージャーは、規制資本の調整項目（控除項目）には該当しないため、やはり大口エクスポージャー規制の対象となる「エクスポージャー」に含まれる点に留意されたい。

も認められるとしている。

#### ④ (e) 銀行勘定とトレーディング勘定の両方における店頭（OTC）デリバティブ

BCBS は、大口エクスポージャー規制向けに OTC デリバティブのエクスポージャー額を計測するにあたっては、当面のところ、バーゼル規制におけるカレント・エクスポージャー方式の採用を義務付けることを提案している。

もっとも、今後バーゼル規制の見直しにあたってカレント・エクスポージャー方式と標準方式の後継モデルが採択された場合には、それらの後継モデルのうちバーゼル規制用に採用したモデルを大口エクスポージャー規制においても採用すべきこととしている。

#### ⑤ (e) 証券金融取引（SFT）

バーゼル規制では、証券金融取引（SFT）のエクスポージャー額を計測する方法として、適格金融資産担保付取引についての簡便手法、包括的手法（自行推計ヘアカット又は標準的ヘアカット）、そして法的に有効な相対ネットリング契約下にある取引に対するバリュー・アット・リスク（エクスポージャー変動額推計モデル）が認められている。

BCBS は、大口エクスポージャー規制向けに証券金融取引（SFT）のエクスポージャー額を計測するにあたっては、標準的ヘアカットを用いた包括的手法の採用を義務付けることを提案している。

この提案は、大口エクスポージャー規制の対象となる「エクスポージャー」の計測に際して内部モデルを用いるべきではないという見解（p.9 参照）から導かれている。

#### ⑥ (b) 銀行勘定における伝統的なオフ・バランス取引：オフ・バランス掛目（CCF）の算出方法

BCBSは、大口エクスポージャー規制向けの銀行勘定における伝統的なオフ・バランス取引の掛目（CCF）を、次のように設定することを提案している<sup>14</sup>。

掛目	オフ・バランス取引の種類
20%	短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務（※1）
50%	特定の取引に係る偶発債務（※2）

（※1）船荷により担保された商業信用状の発行又は確認によるものをいい、発行銀行及び確認銀行の両方に適用する。

（※2）契約履行保証（当該保証のために行うスタンドバイ信用状の発行を含む）、入札保証、品質保証等をいう。

（出所）市中協議文書より作成

<sup>14</sup> バーゼルⅡテキストの 84（ii）・85 参照。

### (3) 信用リスク削減手法の認識要件

BCBS は、バーゼル規制の標準的手法にて定められている信用リスク削減手法の認識要件のうち、保証及びクレジット・デリバティブ、適格金融資産担保の認識に係る適格基準と同様の基準を、大口エクスポージャー規制においても基本的に採用することを提案している。

バーゼル規制の標準的手法では、次の二通りの手法が定められている。

一つは、代替アプローチである。これは、保証及びクレジット・デリバティブ、そして適格金融資産担保付取引の簡便手法に適用される。代替アプローチでは、裏付けとなるエクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、対応するヘッジ手段（保証及びクレジット・デリバティブ、適格金融資産担保）の提供者のリスク・ウェイトを適用することができる（p. 14 参照）。

いま一つは、ヘアカット・アプローチである。これは、適格金融資産担保付取引の包括的手法に適用される。ヘアカット・アプローチでは、エクスポージャー額を、適格金融資産担保の額からヘアカット分を控除した額だけ縮小することができる。また、適格金融資産担保の発行体に対するエクスポージャー額を加算する必要はない。

ただし、BCBS は、大口エクスポージャー規制の対象となる「エクスポージャー」の計測に際して、信用リスク削減手法として適格金融資産担保付取引の包括的手法を用いる場合は、バーゼル規制のケースに比して一定の厳格化を施したハイブリッド・アプローチを採用することを提案している。

ハイブリッド・アプローチは、代替アプローチとヘアカット・アプローチの両方の要素を組み合わせたものである。すなわち、ハイブリッド・アプローチでは、エクスポージャー額を、適格金融資産担保の額からヘアカット分を控除した額だけ縮小することができる。もともと、適格金融資産担保の発行体に対するエクスポージャー額を加算する必要がある。

#### ① 物的担保

BCBS は、その流動性の低さから、物的担保をもって、大口エクスポージャー規制の対象となる「エクスポージャー」を減額することを認めるべきではないとしている。

#### ② 信用リスク削減手法のマチュリティ・ミスマッチの取扱い

バーゼル規制では、信用リスク削減手法を適用するためには、信用リスク削減手法のマチュリティがエクスポージャーのマチュリティを上回っていることに加えて、信用リスク削減手法を勘案する当初において信用リスク削減手法のマチュリティが一年以上であり、かつ、その残存マチュリティが3ヶ月以下とならないことが必要となる<sup>15</sup>。

BCBS は、このようなバーゼル規制における信用リスク削減手法のマチュリティ・ミスマッチ

<sup>15</sup> バーゼルⅡテキストの 202 から 204 参照。

の取扱いを、大口エクスポージャー規制においても採用することを提案している。

### ③ 貸出金と自行預金の相殺

BCBSは、貸出金と自行預金の相殺についても、バーゼル規制と同様のアプローチ<sup>16</sup>を採用することを提案している。

## (4) トレーディング勘定のエクスポージャー額の算出方法

### ① 大口エクスポージャー規制の適用範囲（トレーディング勘定）

前述（p.2）のとおり、大口エクスポージャー規制の目的は、銀行が、一つのカウンターパーティ（又はそのグループ）における予期せぬデフォルトから生ずる損失をゴーイング・コンサーン・ベースで吸収することを可能とすることにある。

したがって、債券や株式のポジションは大口エクスポージャー規制の適用範囲に含まれるが、特定のコモディティや通貨へのエクスポージャーの集中はこれに含まれない。

### ② トレーディング勘定のエクスポージャー額の算出方法

トレーディング勘定の「エクスポージャー」の計測は、原則として、バーゼル規制におけるそれと同様に、時価評価によって行うこととしている（p.9②（c）参照）。

通常の債券や株式の時価は、（発行体のデフォルト時の価格がゼロにまで下落するという意味で）発行体のデフォルト時の最大損失額とイコールの関係にある。

スワップ、先物取引、先渡取引（フォワード）、そしてクレジット・デリバティブのような取引は、その時価が最大損失額とイコールの関係にない。例えば、スワップの取引開始時の時価はゼロであるが、潜在的な損失額はそれよりも多額であろう（ゼロではないであろう）。

バーゼル規制では、これらの金融商品はその構成要素に分解される。

例えば、株式Xを原資産とする先物取引は、それぞれのファンディング通貨において、株式Xのロング・ポジションと、リスクフリー・レートのショート・ポジションとに分解される。また、典型的な金利スワップは、固定金利のロング・ポジションと、変動金利のショート・ポジション（又はその逆の組み合わせ）とに分解される。

BCBSは、このような分解アプローチを大口エクスポージャー規制においても適用することを提案している。

もっとも、トレーディング勘定におけるオプションの「エクスポージャー」の計測については、バーゼル規制とは異なり、“jump-to-default”を前提とした時価評価によって行うことと

<sup>16</sup> バーゼルIIテキストの188参照。

している (p. 9② (d) 参照)。

オプションは価格変動が明確に非線形的であるという点で、他の金融商品とは一線を画する特徴を有している。

バーゼル規制では、原資産の価格変動がもたらすオプションの非線形的な価格変動を近似させるアプローチを採用している。もっとも、こうした近似は、原資産の価格変動が比較的小さいことを前提としている。

これに対して、大口エクスポージャー規制では、大きな価格変動、すなわち原資産の“jump-to-default”を前提とした価格変動を検討することが適切である<sup>17</sup>。

したがって、トレーディング勘定におけるオプションのエクスポージャー額は、原資産のデフォルトがもたらす価格変動を想定して計測される。例えば、ロングのコール・オプションの場合は、時価がエクスポージャー額となる。また、ショートのパット・オプションの場合は、行使価格から時価を控除した額がエクスポージャー額となる。

## (5) トレーディング勘定におけるロング・ポジションとショート・ポジションの相殺

### ① 同一の発行条件におけるロング・ポジションとショート・ポジションの相殺

同一の発行条件（同一の発行体、同一のクーポン、同一の通貨、同一のマチュリティ）におけるロング・ポジションとショート・ポジションがヘッジとして有効に機能しないことは考えにくい。このことは、大口エクスポージャー規制においても何ら変わらない。

したがって、BCBS は、同一の発行条件におけるロング・ポジションとショート・ポジションの相殺を認めることを提案している。

### ② 異なる発行条件におけるロング・ポジションとショート・ポジションの相殺

バーゼル規制では、相殺は原則として同一の発行条件における対応ポジションに限定されている。同一の発行体の異なる発行条件の商品間における相殺は認められていない。

しかし、大口エクスポージャー規制は、（すべてのエクスポージャーを合算することを前提とするバーゼル規制と異なり、）一つのカウンターパーティ（又はそのグループ）に対するエクスポージャーを合算することを前提としている。このことは、同一の発行体の異なる発行条件の商品間におけるロング・ポジションとショート・ポジションの両方を考慮し、相殺が認められるか否かを検証することの必要性を示唆している。

大口エクスポージャー規制の大前提として、**デフォルト時損失率 (LGD) 100%**というものがある。トレーディング勘定という観点から見た場合、この大前提をすべての発行条件に対して

<sup>17</sup> これと同様のアプローチは、（技術的に構成要素への分解が不可能な）証券化商品、ヘッジファンド、そして集団投資スキーム (CIU) にも適用されることとしている。

同時に適用することは、「ワースト・ケース・シナリオ」の想定に繋がらない。というのは、トレーディング勘定はショート・ポジションをも包含するところ、ショート・ポジションは原資産のデフォルトから利益を得るためである。ショート・ポジションとロング・ポジションを比較した場合、前者のほうがより優先度が高い（よりシニアである）というケースがありうる（例えば、デットのショート・ポジションをもって株式のロング・ポジションをヘッジするケースを想起されたい）。こうしたケースでは、（より優先度の低い）ロング・ポジションの価額がゼロにまで下落するものの、（よりシニアである）ショート・ポジションに正の値が残る（優先度が高いために回収が可能）ということがありうる。こうした場合、ポジションに損失は発生するものの、両方の発行条件（前記の例でいうデットと株式）のデフォルト時損失率（LGD）が100%という前提はあてはまらない。

すなわち、トレーディング勘定における「ワースト・ケース・シナリオ」は、ロング・ポジションを張っている商品（上記の例でいうと株式）に100%の損失が発生するものの、ショート・ポジションを張っている商品（上記の例でいうとデット）には損失（原文ママ）が一切発生しない場合である。

そこで、BCBSは、異なる発行条件におけるポジションを相殺するためには、ショート・ポジションがロング・ポジションに比して優先度が低い（よりジュニアである）か、又はショート・ポジションとロング・ポジションの優先度が同一である場合に限定されるべき旨提案している。

BCBSは、異なる発行条件の優先順位を決定することが常に容易ではないことを認識している。そのため、BCBSは、エクスポージャーの優先順位を、（例えば「株式」、「劣後債」、「シニア債」という具合に）広範に分類することを合わせて提案している。

なお、バーゼル規制では、トレーディング勘定におけるマーケット・リスクのうち、クレジット・デリバティブによりヘッジされたポジションに関する個別リスクの相殺は、完全相殺、80%相殺、部分相殺の3パターンが定められている<sup>18</sup>。BCBSは、このようなバーゼル規制のアプローチは大口エクスポージャー規制には適用すべきではなく、上記のアプローチ（異なる発行条件におけるポジションを相殺するためには、ショート・ポジションがロング・ポジションに比して優先度が低い（よりジュニアである）か、又はショート・ポジションとロング・ポジションの優先度が同一である場合に限定される）を貫徹すべきであるとしている。また、裏付となるエクスポージャーの減額については、前述（p.11 参照）のとおり代替アプローチが適用されることとしている。

### ③ トレーディング勘定のショート・ポジションと銀行勘定のロング・ポジションの相殺

BCBSは、トレーディング勘定と銀行勘定との間のネットティングは認めるべきではないとしている。

<sup>18</sup> バーゼルⅡテキストの713、714、715 参照。

## 6. 特定のタイプのエクスポージャーの取扱い

### (1) ソブリン・エクスポージャー及びソブリン関連事業体

市中協議文書は、ソブリン・エクスポージャー（中央政府、中央銀行その他のバーゼル規制上の公共セクター向けのエクスポージャー）を大口エクスポージャー規制の対象に含めていない<sup>19</sup>。

このように、大口エクスポージャー規制におけるソブリン・エクスポージャーの取扱いを未だ検討していないことから、BCBS は、市中協議文書の時点では、ソブリン関連事業体の取扱いについても見解を述べていない。

### (2) インターバンク・エクスポージャー

BCBS は、インターバンク・エクスポージャーについても、他のエクスポージャーと同様に大口エクスポージャー規制の対象とすべき旨提案している。

もっとも、BCBS は、管轄国の金融政策に関連して銀行が採用する様々な支払・決済システムとの間で生じ得る不都合にかんがみ、次のインターバンク・エクスポージャーについては、大口エクスポージャー規制の適用を除外すべきか否かを検討することとしている。

#### 【適用除外とすべきか否かの検討対象となるインターバンク・エクスポージャー】

- 日中エクスポージャー
- オーバーナイト・エクスポージャー

(出所) 市中協議文書より作成

### (3) 集団投資スキーム (CIU)、証券化商品その他のビークル

大口エクスポージャー規制に関連するエクスポージャーは、一定の資産への直接投資からのみならず、こうした投資を行う事業体との間の投資契約からも生じる。

後者のような投資契約には、ファンド（すなわち集団投資スキーム (CIU)）、証券化商品その他のビークル（すなわちストラクチャード・ファイナンス商品）への投資が含まれる。

BCBS は、集団投資スキーム (CIU) やストラクチャード・ファイナンス商品への投資といった原資産へのエクスポージャーを有する投資契約については、以下に記述するようなアプローチによって評価すべきであるとしている。

<sup>19</sup> もっとも、銀行はソブリン・エクスポージャーを監督当局に報告すべきであるとしている（脚注 10 (p. 6) 参照）。

## ① 原資産の特定

銀行は、投資契約を締結する場合、ルックスルー・アプローチによってその原資産を特定すべきであるとされている。

もっとも、原資産が極小である場合、これを特定する労力は、それによって見込み得る金融安定のベネフィットに比してあまりにも過大である。

そこで、BCBS は、最初に、投資契約に含まれるすべての原資産を対象とした「グラニュラリティ・テスト」を実施すべき旨提案している。「グラニュラリティ・テスト」をパスした場合、すなわち、原資産のグラニュラリティ（分散度合い）が十分に高い場合（ここでは、広く分散しているという意味）、ルックスルー・アプローチによって原資産を特定する必要はない。

BCBS は、「グラニュラリティ・テスト」のスレッシュホールド（閾値）として、投資契約の総額の1%を提案している。したがって、ある投資契約における最大規模の原資産のエクスポージャーが当該投資契約の総額の1%以下である場合、グラニュラリティが十分に高いということで、当該投資契約は「グラニュラリティ・テスト」をパスすることとなり、ルックスルー・アプローチを適用する必要はない。

「グラニュラリティ・テスト」をパスしない投資契約については、原則どおり、ルックスルー・アプローチによってその原資産を特定しなければならない。

しかし、「グラニュラリティ・テスト」をパスせず、ルックスルー・アプローチの適用が義務付けられる投資契約にあっても、やはりその原資産を特定することができず、「不明なエクスポージャー」が残存するケースが考えられる。

BCBS は、こうしたケースの対策として、次の二つのアプローチを検討している。

### 【「不明なエクスポージャー」がある場合のルックスルー・アプローチ】

- (i) 「不明なエクスポージャー」を個別の「大口エクスポージャー」(※)に合算する方法
- (ii) すべての「不明なエクスポージャー」を独立のアカウント（「不明クライアント」）に分離し、これらをあたかも一つのカウンターパーティ（又はそのグループ）に対するエクスポージャーとして計測する方法

(※) 一つのカウンターパーティ（又はそのグループ）に対するエクスポージャーのうち、銀行の自己資本の5%以上を占めるものをいう（p.6 参照）。

(出所) 市中協議文書より作成

(i) はより保守的な方法といえる。しかし、BCBS は、(ii) の採用を提案している。

## ② 追加的なリスクの特定

原資産の債務者のデフォルト以外にも、投資契約が銀行に損失をもたらすイベントがありうる。こうしたイベントは、第三者に関連するものであり、それ自体は信用リスクを形成しない

が、原資産との組み合わせで浮上する。

例えば、すべての原資産の信用リスクが、ある特定の第三者との間にコリレーションを有しているケースを想起されたい。このようなケースでは、当該第三者の存在は、すべての原資産の信用リスクにとっての共通のリスク・ファクターとなる<sup>20</sup>。

こうした共通のリスク・ファクターがもたらす追加的なリスクを特定した場合、銀行は、大口エクスポージャー規制向けの「エクスポージャー」として認識しなければならない。

BCBS は、その多種多様性から、こうした共通のリスク・ファクターを構成する第三者を限定列挙するという事はしていない。もっとも、市中協議文書では、このような第三者の例として、ファンド・マネージャー、ストラクチャード・ファイナンス商品の流動性プロバイダーやオリジネーター、CDS や保証によるプロテクションの売り手等を挙げている。

### ③ エクスポージャー額の算出方法

原資産のエクスポージャー額が投資契約に占める割合は、プロラタで計算される。

例えば、集団投資スキーム (CIU) 又は証券化商品のシェアを 1% 保有しており、この 1% はそれぞれ額面が「5」の原資産、20 銘柄によって構成されているとする。この場合、それぞれの原資産のエクスポージャー額は、「0.05」(「5」×1%) である。

### (4) 中央清算機関 (CCP) 向けエクスポージャー

市中協議文書の時点では、多くの管轄で中央清算機関 (CCP) 向けエクスポージャーは大口エクスポージャー規制の対象とされていない。

BCBS は、CCP 向けエクスポージャーについて、次の二つのアプローチを検討している。

#### 【CCP 向けエクスポージャーの取扱い】

- (i) 適格 CCP<sup>21</sup> 向けエクスポージャーに上限を設定する (※1)
- (ii) 適格 CCP 向けエクスポージャーについては、(大口エクスポージャーの報告義務 (※2) は課すものの、) 上限についての「ハード・リミット」 (※3) を適用しない

(※1) 銀行に一定の取引について中央清算 (CCP での決済) が義務付けられていること、そして CCP がシステミック・リスクの低減に資することにかんがみ、通常の大口エクスポージャーの上限 (p. 8 参照) より高く設定する必要性が考えられる。

(※2) p. 6 参照

<sup>20</sup> 一例として、投資している複数の投資ファンドのファンド・マネージャー (第三者) が共通であり、当該ファンド・マネージャーの詐欺により銀行が損失を被るケースが挙げられる。

<sup>21</sup> 「適格 CCP」の定義については、以下の大和総研コラム及び大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼルⅢの『適格 CCP』について考える」 (鈴木利光) [2013 年 5 月 28 日]

([http://www.dir.co.jp/library/column/20130528\\_007202.html](http://www.dir.co.jp/library/column/20130528_007202.html))

◆ 「CCP 向けエクスポージャーの資本賦課」 (鈴木利光) [2012 年 12 月 19 日]

([http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20121219\\_006609.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20121219_006609.html))

(※3) p. 5 参照  
(出所) 市中協議文書より作成

BCBS は、いずれのアプローチを採用すべきかについては明らかにしていない。もっとも、いずれのアプローチを採用するにしても、エクスポージャー額の算出方法が問題となることには変わりはない。

BCBSは、CCP向けエクスポージャーに特有のエクスポージャー、すなわち、トレード・エクスポージャー、当初証拠金（イニシャル・マージン）、変動証拠金（バリエーション・マージン）<sup>22</sup>、清算基金の拠出、CCP株式の保有に係るエクスポージャーの額の算出方法については、バーゼル規制と同様のアプローチを採用することを提案している。

その他の CCP 向けエクスポージャー（流動性ファシリティ、与信ファシリティ、保証等）については、その他の大口エクスポージャー規制向けの「エクスポージャー」の計測（p. 8 以降参照）に従うものとしている。

## 7. G-SIBs に対する大口エクスポージャー規制

前述（p. 3 参照）のとおり、昨今の金融危機の教訓の一つに、一つのシステム上重要な金融機関（SIFIs）における重大な損失が、他の SIFIs のソルベンシーに対する懸念をもたらすということがある。

BCBSはこの教訓から、グローバルにシステム上重要な銀行（G-SIBs）間のエクスポージャーについては、その大口エクスポージャーの上限を、通常の場合における「CET1 又はTier1 の25%」（p. 8 参照）より厳格化し、「CET1 又はTier1 の10%から15%の間」とすることを提案している<sup>23</sup>。

この提案は、ある G-SIBs の破綻がもたらす伝播リスクによって破綻するのが他の G-SIBs であったと仮定した場合の重大な社会的コストの発生可能性を考慮してのものである。もっとも、こうした重大な社会的コストの発生可能性というロジックは、管轄レベルで考えた場合、G-SIBs 間のエクスポージャーのみにあてはまるものではない。

そこで、BCBSは、各管轄当局に対し、銀行の国内のシステム上重要な銀行（D-SIBs）<sup>24</sup>に対す

<sup>22</sup> BCBS は、中央清算されないデリバティブ取引について、当初証拠金及び変動証拠金の授受を義務付けることを提案している。この提案の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆「デリバティブ取引の証拠金規制案」（鈴木利光）[2013年3月18日]

([http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130318\\_006941.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130318_006941.html))

<sup>23</sup> BCBS は、この G-SIBs 間の大口エクスポージャーの上限規制を連結ベースで適用するにあたって、G-SIBs の子会社に対しても同様の厳格な上限規制を課すという裁量を、子会社の管轄当局に認めている。例えば、ある G-SIBs の子会社の管轄当局は、当該子会社（単体ベース又はサブ連結ベース）の、他の G-SIBs に対するエクスポージャーについても、その大口エクスポージャーの上限を、（G-SIBs 間のエクスポージャーと同様）「普通株式等 Tier1（CET1）又は Tier1 の10%から15%の間」とすることができる。

<sup>24</sup> D-SIBs の特定等に関する BCBS フレームワークの概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆「国内のシステム上重要な銀行に係る枠組み」（鈴木利光）[2012年10月18日]

(<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/12101803financial.html>)

るエクスポージャー、（G-SIBsに該当しない）銀行のG-SIBsに対するエクスポージャーについても、その大口エクスポージャーの上限を、通常のケースよりも厳格化することを奨励している。

なお、BCBSは、同様のロジックが、銀行の、ノンバンク（証券・保険等）のグローバルにシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）に対するエクスポージャーについてもあてはまるとしている。BCBSは、今後、ノンバンクのG-SIFIsの特定等に関するフレームワークを検討することとしている<sup>25</sup>。

## 8. 適用時期

BCBSは、市中協議文書におけるすべての提案を、2019年1月1日から完全適用することを提案している（段階適用なし）。

2019年1月1日という適用時期は、バーゼルⅢ及びG-SIBsフレームワークの完全適用の時期に平仄を合わせたものである。

もっとも、各管轄当局は、大口エクスポージャーの報告（p.6 参照）については、2019年1月1日より前の段階から開始することを検討すべきであるとしている。

## 9. おわりに

以上が、市中協議文書の概要である。

前述（脚注2（p.3）参照）のとおり、我が国では、2013年6月12日に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」にて、銀行法に定められている大口信用供与等規制の改正が提案されている<sup>26</sup>。

しかし、この提案は、主に1991年ガイダンス及びコア・プリンシプル19を踏まえた改正を施す提案であり、市中協議文書の提案は反映されていない。

したがって、市中協議文書が最終文書になった段階で、我が国の大口信用供与等規制においても、その提案を踏まえた再度の改正がなされるものとみていいだろう。

以上

<sup>25</sup> FSBのG20に対する進捗報告（2013年2月）によると、ノンバンクのG-SIFIsの特定等に関するフレームワークは、2012年下半年に市中協議に付される予定である。

（FSBウェブサイト参照：[http://www.financialstabilityboard.org/press/pr\\_130216.pdf](http://www.financialstabilityboard.org/press/pr_130216.pdf)）

<sup>26</sup> この改正の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「銀行等の大口信用供与等規制の見直し（案）」（鈴木利光）[2013年5月31日]  
（[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130531\\_007252.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130531_007252.html)）